

**直前対策！**

えっ？免税事業者なのに関係あるの！？

**2019年10月1日より消費税率  
が10%に引き上げられます！！**

**知らないと損する！？**

税理士さんに相談する方も必聴！

**10月1日から気を付けるべき**

# 経理実務のポイント

2019年10月1日より消費税率が引き上げられ、同時に**軽減税率**の導入が予定されております。経営者・経理担当者にとって、区分経理の基本を正しく知ることは、消費税を正しく納税することだけでなく、誤って多く納税してしまうなどというミスを防ぐことにもつながります。**「うちは免税事業者だから関係ない」と考えている事業者の皆さんは要注意**です。

今後、免税事業者と課税事業者の間での取引が難しくなるインボイス制度も予定されております。本セミナーでは、これから起こる可能性のある注意点を事前に把握し、**いま実践できる内容**をわかりやすくお伝えします。導入の直前対策として、ぜひ正しい知識を得てください。

2019年 **9月25日(水)** 14:30~16:30

**会場** ニューウェルシティ宮崎

**定員** 50名(無料)

**講師**

小野税務会計事務所 所長  
税理士 **小野 恵氏**



**●講師プロフィール●**

明治大学短期大学法律科卒業。スポーツ誌編集者を経て税理士となり、2006年東京都墨田区にて独立開業後、2012年4月に出身地の神奈川県伊勢崎市に事務所を移転。中小企業の税務顧問の他、節税・経営・相続対策についての書籍執筆・セミナーなどを行っている。

**講座内容**

※最新情報を取り入れるため  
内容が変更になる場合がございます。

**1. 消費税率引き上げと概要**

- ・軽減制度の概要(対象品目)
- ・区分記載請求書等保存方式
- ・中間報告の義務

**2. ケースで学ぶ経理実務**

- ・この場合の税率8%?10%?
- ・区分経理で間違いやすいポイント

**3. 今から備えるこれからの経理の注意点**

- ・免税事業者の注意点
- ・赤字事業者の注意点
- ・資金繰りでの注意点(消費税の受取と支払)

**4. いまからできる対策**

- ・工夫した帳簿の仕方
- ・納税準備預金
- ・中間申告制度

**申込方法**

1. ウェブ申込(左記QRコードもしくは宮崎商工会議所ホームページからお申込ください)
2. FAX(下記申込書にご記入の上お申し込みください)
3. 持参(下記申込書を下記窓口までご提出ください)



**問合せ・申込先**

宮崎商工会議所 TEL 0985-22-2161  
(宮崎市錦町 1-10 KITEN7F)

FAX 0985-24-2000 宮崎商工会議所 松岡・弓削 行

『9/25 経理実務ポイント』セミナー受講申込書

※締切: 9/20(金)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名			